

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	株式会社 やまやす産業
自動車登録番号等	室蘭 100 す 8904
搬送する物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
許可期間	令和 8 年 8 月 6 日から 令和 11 年 8 月 5 日まで
搬送区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの搬送

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

令和 8 年 8 月 6 日

室運輸第 178 号許可

北海道運輸局室蘭運輸支局長



注意事項

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。